破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第４８号
宮崎市新城町22番地
債務者　株式会社楠金屋
代表者代表取締役　松浦　建一
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒木　昭秀
4　破産債権の届出期間　平成23年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月10日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６０号
広島県江田島市大柿町柿浦2100番地、登記簿上の本店所在地広島県江田島市大柿町柿浦2041番地１
債務者　有限会社ワイス企画
代表者代表取締役　谷岡　貴弘
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　恒太
4　破産債権の届出期間　平成23年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月17日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１９４１号
大阪市中央区西心斎橋１丁目９番７号　大丸駐車場ビル１階、商業登記簿上の本店所在地大阪市東淀川区東淡路２丁目７番17号
債務者　有限会社パラシュート
代表者取締役　田中　裕一
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　周一
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第６４号
神奈川県厚木市妻田北２丁目16番４号、前住所神奈川県厚木市上古沢1273番地イ
債務者　大瀧　　**望**
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤嶋　崇友
4　破産債権の届出期間　平成23年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月15日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６号
福岡県久留米市小森野１丁目４番514号
債務者　後藤　泰二
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紫藤　拓也
4　破産債権の届出期間　平成23年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月20日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１１６号
香川県高松市常磐町２丁目５番地30
債務者　石川　郁子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　雅啓
4　破産債権の届出期間　平成23年５月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月７日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１１７号
香川県高松市太田下町2757番地３
債務者　幸田寿美栄
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　雅啓
4　破産債権の届出期間　平成23年５月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月７日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第８６７４号
大阪府寝屋川市明和１丁目23番３号
債務者　西岡　一也
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　悠紀
4　破産債権の届出期間　平成23年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月20日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７９６号
大阪府東大阪市鳥居町６番12号　東野文化１階２号室、前住所大阪府東大阪市旭町21番３―512号
債務者　新開産業こと　中口　繁利
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜田　真樹
4　破産債権の届出期間　平成23年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月20日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８３１号
大阪府吹田市江坂町２丁目１番20―903号
債務者　熊谷　勝年
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木清一
4　破産債権の届出期間　平成23年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月20日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９９号
山梨県甲府市川田町961番地２
債務者　保坂　哲朗
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　由美
4　破産債権の届出期間　平成23年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月７日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７６８号
札幌市北区屯田７条11丁目３番10号
債務者　岩崎美由起
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹之内洋人
4　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月23日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４６９号
名古屋市南区鶴田２丁目６番８号
債務者　羽上田昭二
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北折　大地
4　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月５日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３８１９号
東京都足立区西新井４丁目27―21―207
債務者　草野　安子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保内浩嗣
4　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月２日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
東京地方裁判所民事第20部